

高額療養費に該当する場合の 子ども医療助成費の請求について

高額療養費とは、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻されるものです。

同じ世帯で、同じ月に、21,000円以上の自己負担額が複数に生じた場合は、合算して自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。また、12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合は、自己負担限度額が引き下げられることがあります。

上記のような場合は、まず加入している健康保険で手続きを行い、自己負担限度額を超えた金額の払い戻しを受けてください。健康保険からの払い戻し決定後、保険診療分の差額分を子ども医療費として助成します。

※医療機関へのご精算から高額療養費が支給されるまでに数か月、要する場合があります。入院等、医療費が高額になると思われる場合は事前に加入している健康保険に高額療養費限度額認定証のご相談および、お手続きをしていただくことをお勧めいたします。

☆高額療養費の詳しい内容や手続き方法については、加入している健康保険やお勤め先の担当者にお問い合わせください。

★ 子ども医療助成費の請求は ★

下記の書類をそろえて足立区に請求してください。

- ① 子ども医療助成費支給申請書
- ② 領収書原本（高額療養費を請求する際に原本を提出した場合のみ、コピー可）
- ③ 高額療養費の支給決定通知書の原本（健康保険から発行されたもの）
- ④ 高額療養費限度額認定証をお持ちの場合はその写し

※ 提出書類は足立区役所親子支援課または、足立福祉事務所の各福祉課の窓口へ持参するか、親子支援課にご郵送ください（郵便の未到着等の事故の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください）。

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
足立区 親子支援課 子ども医療費給付係
TEL:03-3880-5111(代)内線 4326・4327
メール:oyakoshien@city.adachi.tokyo.jp

高額療養費に該当する場合の 子ども医療助成費の請求について

高額療養費とは、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻されるものです。

☆高額療養費の詳しい内容や手続き方法については、加入している健康保険やお勤め先の担当者にお問い合わせください。

★ 子ども医療助成費の請求は ★

下記の書類をそろえて足立区に請求してください。

- ① 子ども医療助成費支給申請書
- ② 領収書原本（高額療養費を請求する際に原本を提出した場合のみ、コピー可）

子ども医療費の助成額は【高額療養費の算定基準額】までとなります。

【高額療養費の算定基準額】

子ども医療費助成受給者の方のうち、被用者保険に加入されている方につきましては、次の計算式によって算出します。

$$80,100円 + (\text{診療報酬点数} \times 10円 - 267,000円) \times 1\%$$

※ 加入している健康保険上の所得区分に関わらず上記の計算式によって算出します。

○例えば、病院などでの窓口支払額が120,000円（入院：診療報酬点数40,000点）の場合

- ・上記の計算式で、高額療養費の算定基準額は81,430円となります。
- ・窓口支払額の120,000円から、この81,430円を差引いた額は「高額療養費」といい、患者さんが加入されている健康保険から払い戻されます。
- ・そのため、子ども医療助成費でお支払いできる額は81,430円までとなります。

※ 提出書類は足立区役所親子支援課または、足立福祉事務所の各福祉課の窓口へ持参するか、親子支援課にご郵送ください（郵便の未到着等の事故の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください）。

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区 親子支援課 子ども医療費給付係
TEL:03-3880-5111(代)内線 4326・4327 メール:oyakoshien@city.adachi.tokyo.jp